

# 6. 佐賀県し ぜん かん きょうの自然環境

## ◆ 自然公園し ぜん 公園

すぐれた自然し ぜんの風景地ふう けい ちをまもる必要がある場所を自然公園として指定しており、県内には、  
 国立公園こく くに 公園（玄海）と、県立自然公園けん たち し ぜん 公園（黒髪山、多良岳、天山、八幡岳、川上金立、脊振北山）  
 の合計7か所があります。自然公園には、レクリエーションや自然学習などの自然とふれあう  
 ための施設（キャンプ場や展望台など）が整備されています。一方で、自然をまもるため、看  
 板かん ばんや建物などを作ったり、木を切ったりする場合は、県の許可や市町への届出が必要です。



玄海国立公園七ツ釜  
(唐津市)



玄海国立公園虹の松原  
(唐津市)



八幡岳 (唐津市、多久市、  
伊万里市、武雄市)



黒髪山  
(伊万里市、武雄市、有田町)



多良岳県自然環境保全地域  
(太良町)



竜門峡  
(有田町)



玄海国立公園いろは島  
(唐津市肥前町)



玄海国立公園波戸岬  
(唐津市鎮西町)



- 玄海国立公園
- 黒髪山県立自然公園
- 多良岳県立自然公園
- 天山県立自然公園
- 八幡岳県立自然公園
- 川上金立県立自然公園
- 脊振北山県立自然公園
- 自然環境保全地域
- 九州自然歩道
- 生物多様性重要地域



## ◆県自然環境保全地域

すぐれた自然環境をまもるために、**杵原湿原**と**多良岳山頂付近**を県自然環境保全地域に指定しています。県民共有の財産として、将来にわたりまもっていくため、保全地域内での森林伐採などには県の許可が必要です。また、貴重な動植物は、採取・捕獲が原則禁止されています。

## ◆生物多様性重要地域

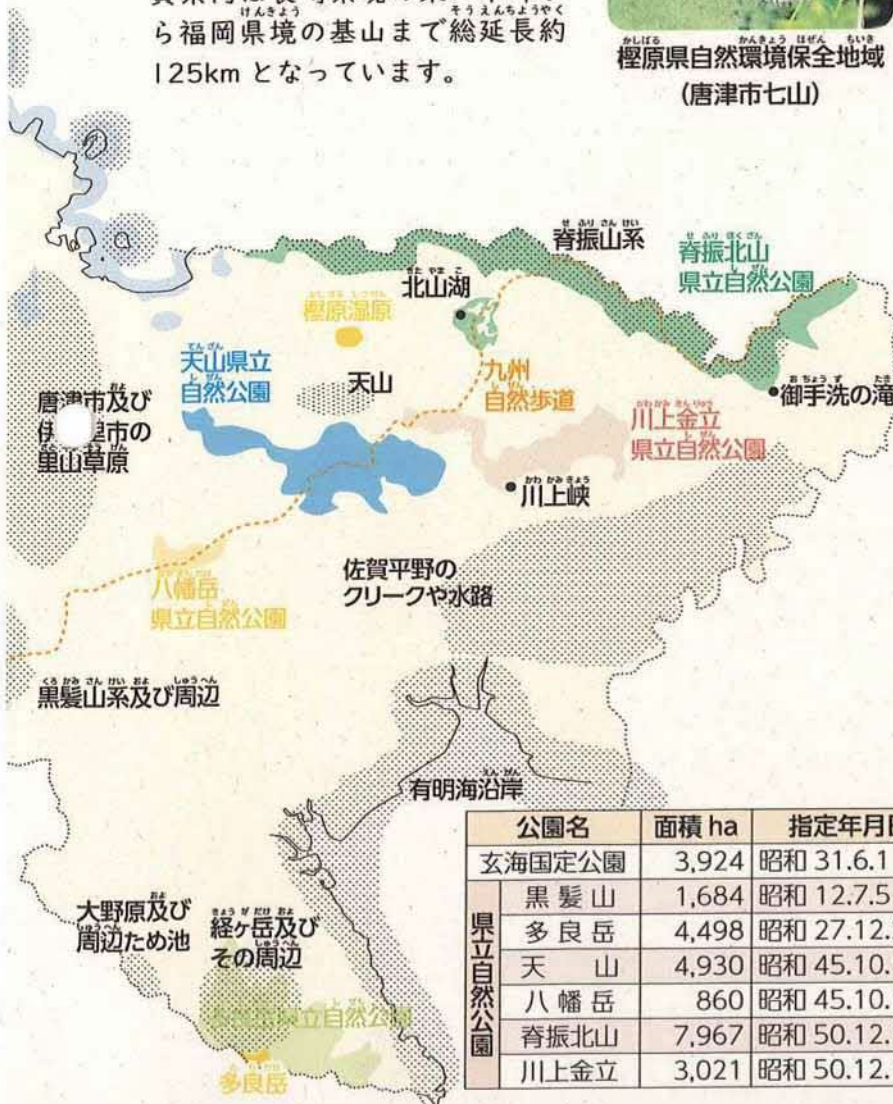
豊かな生態系が維持されている地域を生物多様性重要地域に指定して、地域住民などによる保全活動への支援を行い、生物多様性の生物多様性に関する県民意識の向上を目指します。2012年度には「**黒髪山系及び周辺**」「**佐賀平野のクリークや水路**」「**有明海沿岸**」「**玄界灘の島々及び周辺海域**」の4地域を選定しています。また、2013年度には「**脊振山系**」「**天山**」「**伊万里湾沿岸**」「**唐津市及び伊万里市の里山草原**」「**経ヶ岳及びその周辺**」「**大野原及び周辺ため池**」を選定しています。

## ◆九州自然歩道

九州自然歩道は、九州を一周する自然観察歩道です。歩道の全長は約2,900kmにもおよび、佐賀県内は長崎県境の栗ノ木峠から福岡県境の基山まで総延長約125kmとなっています。



杵原県自然環境保全地域  
(唐津市七山)



公園名	面積 ha	指定年月日
玄海国定公園	3,924	昭和 31.6.1
県立自然公園	黒髪山	昭和 12.7.5
	多良岳	昭和 27.12.24
	天山	昭和 45.10.1
	八幡岳	昭和 45.10.1
	脊振北山	昭和 50.12.12
	川上金立	昭和 50.12.12



◆佐賀県の貴重な自然

○<sup>かし ばるしつげん</sup> 榎原湿原 (唐津市七山)

ハッチョウトンボ、サギソウ、トキソウなどのめずらしい動植物が生きています。



ハッチョウトンボ



トキソウ



サギソウ



モートンイトトンボ

○<sup>たらだけ</sup> 多良岳 (太良町)

国の天然記念物のヤマネやブチサンショウウオ、チャルメルソウなどのめずらしい動植物が生きています。また天然のブナやケヤキの林があるところもあります。



ブチサンショウウオ



ヤマネ





## ○有明海

ムツゴロウ、オオシャミセンガイ、アリアケヒメシラウオなどめずらしい生物がすんでいます。また、数少ないシチメンソウの自生地としても知られています。



シチメンソウ



ムツゴロウ



オオシャミセンガイ



アリアケヒメシラウオ

## ○川やクリーク

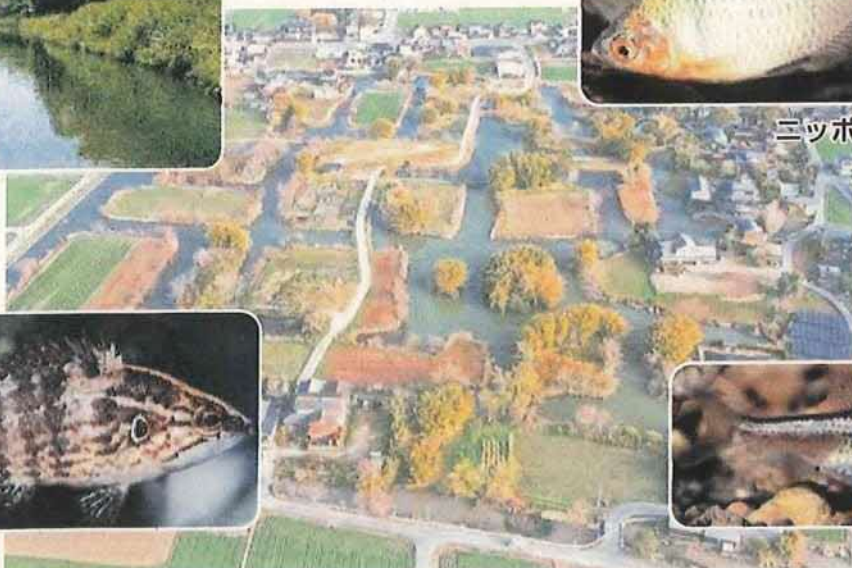
佐賀平野の川やクリークは日本有数の<sup>たんすい</sup>淡水魚の<sup>ほらこ</sup>宝庫となっています。



多布施川



ニッポンバラタナゴ



オヤニラミ



カワバタモロコ

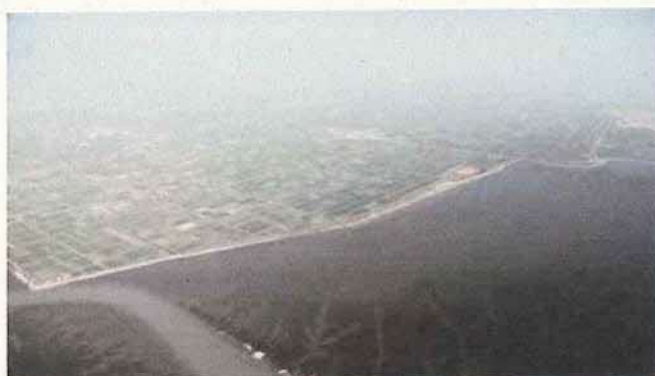


## ○ラムサール条約登録湿地

2015年5月28日、佐賀市の「東よか干潟」と鹿島市の「肥前鹿島干潟」が佐賀県で初めてラムサール条約湿地に登録されました。

ラムサール条約は、正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。1971年にイランの町、ラムサールで結ばれたのでラムサール条約と言われています。

干潟には、鳥のえさとなるたくさんの生き物がくらしているので、条約を結んでいる国は、世界の重要な湿地の自然をこわさないよう協力しています。私たちが世界の重要な湿地を利用している渡り鳥たちのためにも干潟をみんなで守る必要があります。



南西から見た東よか干潟の全景  
(出典：環境省「日本のラムサール条約湿地」)



北西から見た肥前鹿島干潟の全景  
(出典：環境省「日本のラムサール条約湿地」)



干潟表面の珪藻（藻のなかま）を食べる  
絶滅きぐ種のムツゴロウ（撮影：中村安弘）



干潟で遊ぶ絶滅きぐ種の  
クロツラヘラサギ  
(撮影：中村安弘)

干潟 生き物図鑑 検索

有明海の干潟の生き物を見に行ってみよう！  
[http://sy.pref.saga.lg.jp/higata\\_ikimono/](http://sy.pref.saga.lg.jp/higata_ikimono/)



## ◆変わりゆく生き物

わたしたちが住む佐賀県の自然の中には、鳥、ほ乳類、植物、昆虫、魚、両生類、は虫類などたくさんの生き物がすんでいました。でも、最近<sup>さいきん</sup>は開発や、移入種<sup>いしゆしゆ</sup>（外来種<sup>がいらいしゆ</sup>）などにより、生き物の生活環境<sup>かんきやう</sup>が大きく変わってきました。その結果、昔はたくさんいた生物が少なくなり、絶滅<sup>ぜつめつ</sup>のおそれのある動植物<sup>しゆり</sup>の種類が増えています。

## 絶滅<sup>ぜつめつ</sup>のおそれのある動植物（絶滅<sup>ぜつめつ</sup>きぐ種<sup>しゆ</sup>）

生き物の生活環境<sup>かんきやう</sup>が変わってしまったため、昔からいた動植物<sup>しゆり</sup>の種類がだんだん減ってきています。その中でも、数がとても少なく、滅んでしまうおそれのある動植物を「絶滅<sup>ぜつめつ</sup>きぐ種<sup>しゆ</sup>」とっています。佐賀県では、現在808種の絶滅<sup>ぜつめつ</sup>きぐ種<sup>しゆ</sup>がいます。



クロカミラン  
人の採取<sup>さいしゆ</sup>により  
数が減っている。



アゲマキガイ  
有明海<sup>あけみ</sup>に生息、昔は普通<sup>ふつう</sup>に見られたがとても  
数が減っている。



ツクシガモ  
干潟<sup>ひがた</sup>の減少<sup>げんしゆ</sup>により数が減っている。



ゲンゴロウ  
昔は普通<sup>ふつう</sup>に見られたが、生息地<sup>せいそくち</sup>の埋め立  
てや雑木林<sup>ざつぼくりん</sup>の伐採<sup>はくさい</sup>により数が減っている。



アリアケスジシマドジョウ  
ほ場整備<sup>ほじやうせいび</sup>や水質汚濁<sup>すいしつおだく</sup>などが原因<sup>げんいん</sup>で数が減っている。



ベッコウトンボ  
県内ではほとんど見られなくなっている。



## 移入種 (外来種)

今、わたしたちのまわりにいる動植物は、昔からすんでいたものと、よそから移ってきたものがあります。

よそから移ってきたものには、自分の力で泳いだり飛んだりして来たものと、わたしたち人間によって移されたものがあります。

これらのうち、昔からすんでいたものを「在来種」、人間によってよそから移されて来たり、ペットなどが野外に放たれたものを「移入種 (外来種)」といいます。

移入種は、在来種を食べてしまったり、在来種が生きていく場所を広く奪ったりするものもいます。



オオクチバス

在来の生物 (魚介類など) を食べたりします。



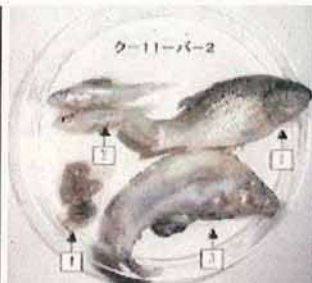
ホテイアオイ

水面を埋めつくし、日光をさえぎったり、冬には枯れて水質悪化の原因となり、他の動植物が生きていけなくなったりします。

オオクチバスの胃の中に入っていたもの

食べたもの

- ① フナ (1)
- ② モツゴ (2)
- ③ タナゴ (1)
- ④ 消化物



## ◎国や県の自然環境を守るためのきまり

現在、生物とその生きていく環境を守るために、法律で指定された移入種 (外来種) は、飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つことなどが禁止されています。

また、佐賀県の条例により指定された移入種 (外来種) は野外に「放つ」、「植栽する」、「種子をまく」ことが2006年4月1日から禁止されています。



い に ゆ う し ゅ き せ い  
**◆佐賀県の移入種規制の取組**

佐賀県の生態系をまもるため、2006年4月1日から

**移入種(外来種)の規制が始まっています。**

指定された32種類については、

- ① 野外に「放つ」、「植栽する」、「種子をまく」ことが禁止となります。
- ② 決められた飼育施設等で適切に取り扱わなければなりません。
- ③ 販売者は購入者に対して移入種の取扱いについて説明してください。

注：捕獲したものをその場で放つ(再放流、リリース)も禁止です。

**植物**  
 (18種類)



イタチハギ



イチイツタ



オオカナダモ



オオカワチシャ



オオキンケイギク



オオフサモ



オノウシノケグサ



コマツナギ (日本在来種を除く)



キショウブ



コカナダモ



コンテリクラマゴケ



シナダレスズメガヤ



ハリエンジュ



ヒメヒオウギスイセン



ブラジルチドメグサ



ポタンウキクサ



ホテアオイ



ミズヒマワリ

**魚類**  
 (7種類)



オオクチバス



タイリクバラタナゴ



カダヤシ



ブルーギル



コクチバス



ガー科全種



バイク科全種



## は虫類 (3種類)



カミツキガメ  
(写真：日本自然保護協会)



ミシシippiaカミミガメ  
(ミドリガメ)  
(写真：日本自然保護協会)



ワニガメ

## ほ乳類 (4種類)



ヌートリア



アライグマ



ヤギ



ハクビシン

(写真：千葉県中央博物館所蔵)

## 生物の多様性の危機

生物の多様性とは、さまざまな生き物が生存しているさまのことです。最近<sup>さい</sup>は自然環境の悪化や移入種<sup>い にゅうしゆ</sup> (外来種) などの影響により、特定の生物がまったくいなくなったり、増えすぎたりして自然のバランスがくずれてきています。

生き物の生活環境<sup>かんきやう</sup>を守るには、わたしたち人間が行う活動において、生き物のすむところへの影響<sup>えいきやう</sup>をできるだけ小さくする必要がある<sup>ひつよう</sup>があります。

## わたしたちに できること

- 近くの自然<sup>しぜん</sup>を観察<sup>かんさつ</sup>して、どうしたらいいか家族や地域<sup>ちいき</sup>の人たちと考えてみよう。
- イヌ、ネコ、昆虫<sup>こんちゆう</sup>、魚などのペットを飼うときは、最後までめんどうをみよう。
- 水そうや花だんなどで植物を育てるときは、周りに出て行かないように注意しよう。
- ブラックバス (オオクチバス・コクチバスのこと) やブルーギルなどの移入種<sup>い にゅうしゆ</sup>は放流しないようにしよう。